

阿波おどり期間中のデジタルサイネージ設置運營業務 仕様書

1 目的

阿波おどり期間中に徳島県を訪れた方に対して、徳島県の観光をはじめとした PR 情報、交通状況、危機管理等の情報を効果的に発信するため、LED ビジョンを設置し、適切に管理運営することを本業務の目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 8 月 20 日（水）まで

3 業務内容

1) 空港での LED ビジョン設置

ア LED ビジョンの設置仕様

ア) 横 1m×縦 2.5m の LED ビジョンを 3 面準備し、設置は 3 面をコの字になるよう結合すること。

イ) 横 1m×縦 2.5m の LED ビジョンを 1 面準備し、柱に合わせて設置すること。なお、ビジョンの底面が床から 1m 以上あがっていること。

イ LED ビジョンの規格

ア) アスペクト比が 2 : 1 で縦型に設置すること。

イ) LED ピッチサイズが 3mm ピッチ以下のものを使用すること。

ウ) 動画送出用の USB プレイヤーや PC を準備し、ループ再生ができること。

エ) 固定金具等を用いて、転倒しないよう対策が講じられていること。

オ) タイマーで所定の時間に電源入り切りができるようにすること。

ウ LED ビジョンの設置

ア) 設置場所は徳島阿波おどり空港の 1 階とエントランスとし、詳細については契約後に打合せをすること。

イ) 設置日は令和 7 年 8 月 8 日（金）とし、徳島県の立会いのもと設置を行うこと。

ウ) 稼働は令和 7 年 8 月 9 日（土）から令和 7 年 8 月 17 日（日）までとする。

エ) 撤去は令和 7 年 8 月 17 日（日）中に行うこと。

オ) 徳島阿波おどり空港への申請は徳島県で行うが、必要に応じ設置図面等の書類を作成すること。

カ) 電源については徳島県が準備することとするが、延長ケーブル等については受託者が準備すること。

キ) 電源ケーブル等の配線がむき出しにならないよう養生を行うこと。

エ LED ビジョンの保守・管理

ア) 稼働中の LED ビジョンには、徳島県が準備する映像を投影すること。

イ) タイマーにより、6 時から 22 時まで LED ビジョンを稼働させること。

ウ) 設置期間中は巡回により機器の状況を確認し、パネルの故障等があった場合は速やかに交換すること。

エ) 盗難や破損に対して、損害賠償保険等に加入すること。

2) 徳島駅前での LED ビジョン設置

ア LED ビジョンの規格

- ア) 横 2.5m×縦 1.5m の L E D ビジョンを準備すること。
- イ) アスペクト比が 16 : 9 で横型に設置すること。
- ウ) LED ピッチサイズが 5mm ピッチ以下のものを使用すること。
- エ) 動画送出用の USB プレイヤーや PC を準備し、ループ再生ができること。
- オ) 固定金具等を用いて、転倒しないよう対策が講じられていること。
- カ) タイマーで所定の時間に電源入り切りができるようにすること。

イ LED ビジョンの設置

- ア) 設置場所は徳島市観光案内所前とし、詳細については契約後に打合せをすること。なお、設置予定箇所は別紙のとおりとする。
- イ) 設置日は令和 7 年 8 月 10 日(日)、11 日(月)の間とし、徳島県の立会いのもと設置を行うこと。
- ウ) 稼働は令和 7 年 8 月 12 日(火)から令和 7 年 8 月 15 日(金)までとする。
- エ) 撤去は令和 7 年 8 月 16 日(土)中に行うこと。
- オ) 本業務に道路使用許可等の申請は含まないが、必要に応じ設置図面等の書類を作成すること。
- カ) 電源については受託者が準備すること。
- キ) 電源ケーブル等の配線がむき出しにならないよう養生を行うこと。

ウ LED ビジョンの保守・管理

- ア) 稼働中の LED ビジョンには、徳島県が準備する映像を投影すること。
- イ) タイマーにより、10 時から 22 時まで LED ビジョンを稼働させること。
- ウ) 設置期間中は巡回により機器の状況を確認し、パネルの故障等があった場合は速やかに交換すること。
- エ) 盗難や破損に対して、損害賠償保険等に参加すること。

3) 県道 428 号線中央分離帯での LED ビジョン設置

ア LED ビジョンの規格

- ア) 横 2.5m×縦 1.5m の L E D ビジョンを 2 面準備すること。
- イ) 設置は 2 面を東西両面になるよう設置すること。
- ウ) アスペクト比が 16 : 9 で横型に設置すること。
- エ) LED ピッチサイズが 5mm ピッチ以下のものを使用すること。
- オ) 動画送出用の USB プレイヤーや PC を準備し、ループ再生ができること。
- カ) 固定金具等を用いて、転倒しないよう対策が講じられていること。
- キ) タイマーで所定の時間に電源入り切りができるようにすること。

イ LED ビジョンの設置

- ア) 設置場所は県道 438 号線の新町橋南側の中央分離帯とし、詳細については契約後に打合せをすること。なお、設置予定箇所は別紙のとおりとする。
- イ) 設置日は令和 7 年 8 月 10 日(日)、11 日(月)とし、徳島県の立会いのもと設置を行うこと。
- ウ) 稼働は令和 7 年 8 月 12 日(火)から令和 7 年 8 月 15 日(金)までとする。
- エ) 撤去は令和 7 年 8 月 16 日(土)中に行うこと。
- オ) 本業務に道路使用許可等の申請は含まないが、必要に応じ設置図面等の書類を作成すること。

- カ) 電源については受託者が準備すること。
- キ) 電源ケーブル等の配線がむき出しにならないよう養生を行うこと。

ウ LED ビジョンの保守・管理

- ア) 稼働中の LED ビジョンには、徳島県が準備する映像を投影すること。
- イ) タイマーにより、10 時から 22 時まで LED ビジョンを稼働させること。
- ウ) 設置期間中は巡回により機器の状況を確認し、パネルの故障等があった場合は速やかに交換すること。
- エ) 盗難や破損に対して、損害賠償保険等に参加すること。

4) 県道 428 号線でのサイネージトラック設置

ア サイネージトラックの規格

- ア) 横 4.8m×縦 2.7m の LED ビジョンを搭載した車両を準備すること。
- イ) アスペクト比が 16 : 9 で横型とすること。
- エ) LED ピッチサイズが 5mm ピッチ以下のものを使用すること。
- オ) 動画送出用の USB プレイヤーや PC を準備し、ループ再生ができること。
- カ) 十分な安全対策が講じられていること。

イ サイネージトラックの稼働

- ア) 稼働日は令和 7 年 8 月 12 日(火)から 15 日(金)までとすること。滞在場所は県道 438 号線の南進道路上とし、詳細については契約後に打合せをすること。なお、設置予定箇所は別紙のとおりとする。
- イ) 稼働時間は 10 時から 22 時 30 分を想定しているが、徳島県の指示に従い移動等の対応をすること。
- ウ) 10 時から 16 時の間は、徳島県の指定する場所で映像を投影することとし、18 時から 22 時 30 分は県道 438 号線の南進道路上とし、詳細については契約後に打合せをすること。なお、県道 438 号線の設置予定箇所は別紙のとおりとし、10 時から 16 時までは徳島県が指定する場所とするが、1 日の移動が 100 k mを超えない範囲とする。
- エ) 本業務に道路使用許可等の申請は含まないが、必要に応じ車両情報等の書類を作成すること。
- オ) 各設置箇所への調整は徳島県が行うこととする。

ウ サイネージトラックの保守・管理

- ア) 稼働中の LED ビジョンには、徳島県が準備する映像を投影すること。
- イ) 走行中は映像を投影しないこと。
- ウ) 緊急車両等の侵入時は直ちに通路を確保できるよう運転手を待機させておくこと。

4 特記事項

- 1) 実施内容等は、徳島県と十分協議をしながら事業を進めること。
- 2) 徳島県の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- 3) 事業は徳島県との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、受託料の変更等については、徳島県と協議の上、対応すること。
- 4) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、徳島県がその損害を徳島県の責めに帰する事由により発生したものと認めた

場合は、徳島県もその損害を負担するものとし、負担額は徳島県と受託者の協議で決定する。

5) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、徳島県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり受託業務以外の目的に使用しないこと。受託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

6) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度徳島県と協議すること。

5 報告書の提出

事業実施後において、実績報告書を作成し、契約満了日までに提出すること。

1) 報告書

所定の様式により、紙媒体もしくはPDFデータで提出を求める。

2) 納入場所

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 知事戦略局 chijisenryakukyoku@pref.tokushima.lg.jp